

サウナ設備の設置に関する運用基準

昭和59年9月28日

甲 検 第 1 9 号

(改正) 令和5年1月31日指建第6号

I 用語の定義

- 1 サウナ室とは、サウナ設備を設け、人体の発汗を促進させる室をいう。
- 2 サウナ設備とは、電気、ガス又は蒸気を熱源とする放熱器及びその他の高温を発生させる装置で、高温低湿（サウナ室内の使用温度90℃～120℃程度、湿度5%～15%程度）の空気をつくる設備をいう。
- 3 サウナ室の前室とは、サウナ室の出入口に面し、サウナ室への出入りに供する室をいう。
- 4 小規模サウナ室とは、サウナ室のうち、サウナ設備の定格消費電力の合計が2kW以下のもの（電気用品安全法施行令（昭和37年政令第324号。以下、「電安政令」という。）別表第1に定める電気サウナバスに限る。）をいう。

II サウナ室及びサウナ室前室（小規模サウナ室以外）の位置及び構造の基準

1 サウナ室を設置する場所は、次によること。

避難階又は避難階まで直接通じている階段又は避難器具により2方向避難が確保されている階に設置すること。

ただし、サウナ室の床面積（同一階にサウナ室が複数ある場合はその合計）が30㎡以下であり、サウナ設備に可燃物が容易に接触しないよう不燃材料で防護柵が設けられている場合又は可燃物が接触した場合に電源供給等を断つことができる場合で、次のいずれかによるときは、これによらないことができる。

- (1) サウナ室が設置されている階から避難階まで避難することができる屋外階段又は消防法施行規則（昭和36年省令第6号）第4条の2の3に規定する避難階段若しくは特別避難階段を設置した場合
- (2) サウナ室が設置されている階から避難階まで避難することができる直通階段（準耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2ロに規定する防火設備（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第19項第2号の要件を満たすものに限る。）で区画されたもの）を設置し、かつ、避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの（建基政令第121条第1項第3号、同項第6号イ及び第3項に規定するものに限る。）で避難階まで避難することができるものを設置した場合

2 サウナ室及びサウナ室の前室の構造は、次によること。

- (1) 一のサウナ室の床面積（サウナ室の前室の床面積を含む。）は、100㎡以下とすること。ただし、30㎡を超える場合には出入口を2以上設けること。
- (2) サウナ室の前室は、3.3㎡以下とすること。
- (3) サウナ室及びサウナ室の前室は、開口部を除き1時間以上の耐火性能を有する壁及び床（直上階床を含む。）で造るか若しくは区画された室に設けること。（別図第1-1-1、別図第1-1-2及び別図第1-2参照）
- (4) サウナ室内の空気を強制循環させるものは、次によること。
 - ア 電動機、ファン等で熱気の影響を受ける恐れのあるものは、耐熱性のものを使用すること。
 - イ ダクトを使用する場合は、厚さ1.5mm以上の鋼製のものであり、可燃物と接触しないよう措置すること。
 - ウ 循環ダクトの途中から新鮮空気を取り入れる場合は、その部分に防火ダンパーを設けること。

(5) サウナ室及びサウナ室の前室の開口部（換気口を除く。）は、次によること。

ア 出入口とびら及びその他の開口部を設ける場合は、洗場に面する場所であること。ただし、サウナ室の出入口に面している室が前室である場合又はスプリンクラ設備により警戒されている場合の当該室（以下当該室及び洗場を「洗場等」という。）はこの限りでない。（別図 1-3-1 参照）

なお、2 以上のサウナ室を直接出入りすることができる構造としないこと。また、屋外に面する開口部を設ける場合は、開口部を防火設備とすればこの限りでない。（別図 1-3-2 参照）

イ 出入口とびらは、次のいずれかとする。

(ア) 常時閉鎖式の防火設備である防火戸又は別図第 1-3-3 から別図第 1-6 に示す「サウナ室の出入口とびら（その 1 及びその 2）」と同等以上の防火性能を有するものであること。

(イ) 次の条件を満足している場合は、別図第 1-7 から別図第 1-8 に示す「サウナ室の出入口とびら（その 3）」と同等以上の防火性能を有するものとする。ことができる。

α サウナ室及び洗場等を含めた部分の壁及び床（直上階床を含む。）は、耐火構造で他の部分と区画されていること。

β 洗場等の開口部（外壁に存するものを除く。）は、防火設備である防火戸とし、出入口とびらは常時閉鎖式であること。

ウ サウナ室に前室を設け、当該前室の出入口とびらを常時閉鎖式の防火設備である防火戸とした場合は、前イによらないことができる。

エ 洗場等に面する開口部（出入口とびらを除く。）は、開口面積が 1 m^2 以下のもの 2 箇所以下で、当該開口部には、FIX の網入ガラスを使用すること。ただし、イ (イ) の条件を満足している場合の開口部の面積は、これによらないことができる。（別図第 1-9 参照）

(6) サウナ室の換気口は、次によること。

ア 給排気口は、屋外又は洗場等に面する部分に設けること。

イ 給排気口は、出入口とびらに設けないこと。

ウ 給排気口には、手動及び自動的に閉鎖できる厚さ 1.5mm 以上の鋼鉄ダンパーを設けること。但し、給気口に開口面積が 100 cm^2 以下の金属管等を使用し、床面近くに設けた場合は、給気口のダンパーを設けないことができる。

エ 材質は、不燃材料とし、耐火構造の壁に固定すること。（別図第 1-10 参照）

オ 給排気口は、サウナ室の天井面から下方 50 cm 以上の部分に設けること。ただし、屋外に面する部分に設ける場合は、これによらないことができる。

(7) サウナ室の壁及び天井等を使用する断熱材には、不燃材料を使用すること。（別図第 1-2 及び別図第 1-11 参照）

(8) サウナ室の前室の天井、壁及び床の室内に面する仕上げは、タイル又は化粧モルタル等の不燃材料とすること。

(9) サウナ室及びサウナ室の前室には、他の用途に供する、ダクト、ガス管及び電線等が貫通していないこと。

(10) サウナ室に設ける温度計、温度調節器及び照明器具等の金属部分は、可燃材料と直接接触しないようにすること。

(11) サウナ室には、カーペット及びその他の可燃性の敷物を使用しないこと。ただし、防災加工されたものはこの限りでない。

3 サウナ設備の位置及び構造の基準

(1) サウナ設備は、床又は壁等に固定するとともに、容易に点検、清掃できるよう設置すること。

(2) サウナ設備は、広島市火災予防条例（昭和 37 年条例第 15 号。以下、「条例」という。）に定める離隔距離を有すること。

ただし、電安政令別表第 1、六、(7)に規定する電気サウナバスで、電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号）第 9 条に基づく特定電気用品に係る基準に適合することの検査を受けているもの（電気サウナバス適合品）については、

当該適合性が確認された設計寸法を離隔距離とすることができる。

なお、電気サウナバス適合品に該当しないものであっても、電熱機器を用いるもので対流により高温低湿の空気をつくる対流式のサウナ設備に面する天井、壁及び床の構造を別図 1-1-1 のとおりとした場合は、別表第 1-1 によることができる。また、電熱機器を用いるもので遠赤外線を放射させ、高温低湿の空気を作る放射式のサウナ設備又はガスを用いた遠赤外線放射装置を有するサウナ設備に面する天井、壁及び床の構造を別図 1-1-2 のとおりとした場合は、別表第 1-2 によることができる。

(3) 電熱機器を用いるサウナ設備は、次によること。

ア 電熱機器をベッド及びいす等の下には設置しないこと。

イ 一の電熱機器の定格消費電力は、30 kW 以下とすること。

ウ サウナ室が異常に温度上昇した際、電源を自動的に遮断することができる自動停止装置及び手動停止装置を設けること。この場合、自動停止装置の温度検出装置には、温度ヒューズが組み込まれていること。

エ サウナ設備には、D 種接地工事を施すこと。

(4) ガスを用いるサウナ設備及び附属設備の構造等は、次によること。

ア ガスの遮断弁、燃焼用ファン及び燃焼を制御する装置をサウナ室内に設置しないこと。

イ 燃焼装置が密閉型のものは、点火する前に燃焼室の 4 倍以上の空気量で、当該室内の空気の置換を行うこと。

ウ ガスの遮断弁は、最高使用圧力に十分耐える構造で、かつ、二重に設置すること。

エ 燃焼装置には、疑似信号などにより誤作動の起こらないよう炎検知器を設けること。なお、火が消えた場合、自動的にガスを遮断する構造であること。

オ サウナ室の温度が異常に上昇した時、自動的にガスを遮断することができる自動停止装置を設けること。なお、自動停止装置の温度検出には、温度ヒューズが組み込まれていること。

カ 燃焼に必要な空気は、サウナ室以外の場所から供給すること。また、燃焼に必要な空気をファンによって供給する場合は、ファンの作動が風圧スイッチ等によって回路が構成された後でなければ、点火動作が行えない構造であること。

キ 熱放射管は、耐熱性及び耐食性のある材料を使用し、かつ、燃焼廃ガスがサウナ室内にもれない構造であること。

ク 燃焼用排気は、排気筒により有効に屋外へ排出すること。

ケ 一のガスを用いるサウナ設備は、入力が 50 kW 以下のものとし、床面にアンカーボルトで堅固に固定すること。

コ 燃焼制御装置は、専用室等に設けること。

サ 熱放射装置は、サウナ室の防護柵内に設置すること。

シ 燃焼空気取入口の大きさは、強制排気式の場合、排気筒断面積以上とすること。

4 サウナ室内及びサウナ設備の電気配線及び器具等の基準

(1) 電線（器具内配線を含む。）は、次のいずれかによること。

ア MI ケーブル

イ けい素ゴム絶縁ガラス編組電線（JIS C 3323 に定めるもの）

ウ ア及びイに掲げる電線と同等以上の耐熱性及び耐湿性を有する電線

(2) 配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、MI ケーブルを使用する場合を除き、金属管工事とし、コンクリート又はモルタル等で 1 cm 以上埋設すること。ただし、金属管工事で、これと同等以上の断熱措置を施した箇所に敷設する場合はこの限りでない。

(3) サウナ室の電気回路は専用の分岐回路とし、漏電電流を有効に感知する装置を設けること。

(4) 照明器具等は、耐熱性及び耐湿性を有する構造のものを使用すること。

5 サウナ設備に設ける消防用設備等の設置基準

(1) 消火設備

ア サウナ設備用として、10型の粉末消火器を1個以上設置すること。

イ 高さ31mを超える階、地下街、地階、無窓階、鉄道高架下の部分にサウナ室を設置する場合は、スプリンクラー設備又は屋内消火栓設備（一のホース接続口から水平距離25mで当該サウナ室を有効に包含できる場合を含む。）を有効に警戒できるように設置すること。

ただし、サウナ室を設置する防火対象物又はその部分が消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下、「政令」という。）第11条又は第12条に定める基準面積に達しない場合はこの限りでない。

(2) 警報設備

ア サウナ室及び常時従業員等がいる場所相互間に、火災等の異常を報知できる非常警報設備（音響装置、起動装置）を設置すること。

ただし、常時従業員等がいる場所にあつてはその付近に、サウナ室にあつてはイで定める規定に基づき音響装置、発信機が設置されている場合は、この限りでない。

イ サウナ室を設置する防火対象物又はその部分に政令第21条、同第24条又は条例第41条の規定に基づき設置される自動火災報知設備又は非常警報設備は次によること。

(ア) サウナ室に設ける感知器は、定温式スポット型（公称作動温度150℃以下）とすること。

(イ) サウナ室の警戒区域は、階ごとに専用とすること。

(ウ) 常時従業員等がいる場所に受信機又は副受信機を設けること。

(エ) サウナ室に音響装置（60dB以上）を設けること。

ウ ガスを用いるサウナ設備に係る燃焼制御室を地階に設ける場合には、ガス漏れ検知器を設け、当該ガス漏れ検知器が作動した場合に、作動の確認ができる装置を常時従業員等がいる場所に設けること。ただし、政令第21条の2に定める技術上の基準に基づくガス漏れ火災警報設備が設置されている場合は、この限りでない。

III 小規模サウナ室の位置、構造及び設備の基準

1 不特定の者が使用する小規模サウナ室を設置する場合は、Ⅱ、Ⅰを準用するほか、管理者が常時監視することが困難な場所に設置する場合は、次によること。

(1) 床、壁及び天井の仕上げは、不燃材料とすること。

(2) 出入口とびらは、常時閉鎖式の防火設備である防火戸とするとともに、その他の開口部（換気口を除く。）は、網入りガラス戸とすること。

(3) 旅館等の1つの客室（付室がある場合を含む。）が耐火構造で開口部が防火設備である防火戸で他の部分と区画されている場所に設置する場合は、(1)及び(2)によらないことができる。

2 小規模サウナ室の設置方法は次によること。

(1) 小規模サウナ室は、設置する場所の壁面から10cm（2以上の小規模サウナ室を接続する場合は30cm）以上、天井から20cm以上離して設置すること。

(2) 小規模サウナ室を2以上接続して設置する場合は、一のサウナ室について3面以上の接続はできないものとし、小規模サウナ室相互間に厚さ20mm以上の不燃材料を設けること。（別図第1-12参照）

3 小規模サウナ室の構造は、Ⅱ 2(7)、(10)及び(11)を準用するほか、次によること。

(1) 小規模サウナ室を構成する床、壁及び天井の仕上げは、厚さ9mm以上の不燃材料（金属及びガラスを除く。）を使用すること。この場合容易に人が触れるおそれのある部分にあっては、不燃材料以外の材料で覆うことができる。

(2) 小規模サウナ室の開口部（換気口を除く。）は、次によること。

ア 出入口とびらは、常時閉鎖式の防火設備である防火戸又は別図第1-7及び別図第1-8に示す「サウナ室出入口とびら（その3）」と同等以上の防火性能を有するものであること。

イ 出入口とびらののぞき窓は、FIXの網入りガラスを使用し600cm²以下のもの1箇所とすること。

(3) 小規模サウナ室の換気用給排気口の開口面積は、それぞれ床面積1㎡当たり2cm²以下とすること。

(4) 換気口を除き、長時間使用しても全体的に気密性が保たれること。

(5) 小規模サウナ室の外部の表面温度は、60℃を超える恐れがないようにすること。

4 小規模サウナ室に係るサウナ設備の構造及び設置位置は、Ⅱ 3(1)及び(3)ウ並びに、(3)エを準用するほか、次によること。

(1) サウナ設備の周囲は、10cm以上の空間を保つほか、サウナ設備は、床面より5cm以上浮かして設置すること。

(2) サウナ設備に面する可燃性の部分は、不燃材料で保護するとともに熱の対流が良好で周囲の可燃物が局部的に過熱される恐れがないようにすること。

5 小規模サウナ室内の電気配線及び器具等は、Ⅱ 4を準用するほか、制ぎょ箱等が湿気の多い場所又は水気の多い場所に設ける場合は、防湿措置を施すこと。

6 小規模サウナ室内に設ける消防用設備等は、次によること。

(1) 小規模サウナ室の近くに粉末消火器（6型以上）を1本以上設けること。

(2) 管理者が常時監視することが困難な場所に設置する小規模サウナ室は、Ⅱ 5(2)を準用すること。

7 小規模サウナ室のうち、サウナ設備の定格消費電力の合計が1kW未満で、かつ、最高使用温度（発汗温度）が65℃以下の火災予防上支障がないと認めたものについては、この項Ⅲを適用しないことができる。

Ⅳ 共通事項

1 使用温度

使用温度（天井付近の温度）は、サウナ室にあっては120℃を、小規模サウナ室にあっては90℃をそれぞれ超えないこと。

2 標識

サウナ室出入口等の見やすい位置に(1)及び(2)の内容を記した標識を掲示すること。（別図第1-13 参照）

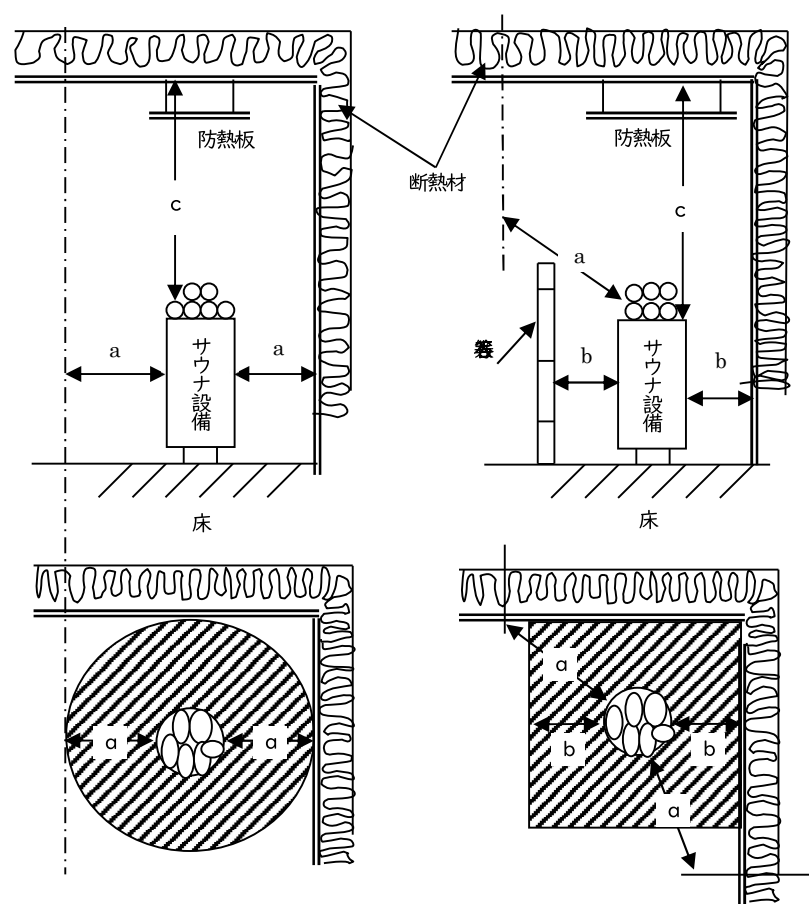
(1) 喫煙等の火気の使用禁止

(2) 可燃物（新聞、雑誌等）の持ち込み禁止

3 個人の住居（個人が住居として所有、又は占有する部分を言う。）に電気サウナバス適合品を設置する場合、本基準によらないことができる。ただし、設置する部屋の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした場所に設置すること。

- 4 別図第 1-1-1 に示されている大谷石等とは、サウナ設備に直接人が触れないよう危害防止及び意匠等の目的から石材（不燃材料）を使用するものであり、金属及びガラス以外の不燃材料であれば支障ない。
- なお、一般的には、石材、耐火煉瓦等の耐火性のもので造られている。
- また、大谷石とは、栃木県大谷地方に産する淡青緑色の擬灰石であり、火に強く加工しやすい岩石である。

別図第 1-1-1 対流型サウナ設備に面する天井、壁及び床等の構造



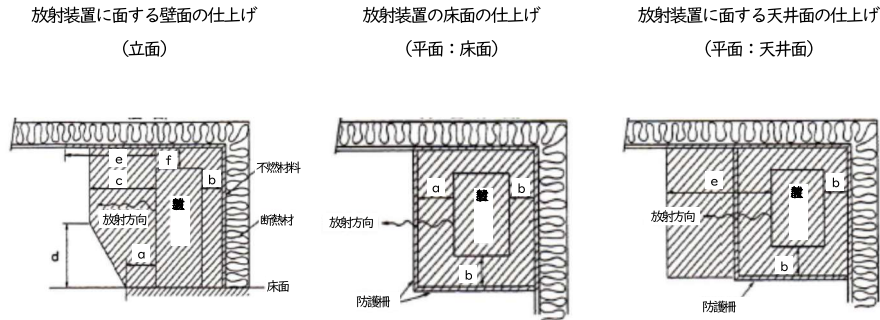
注 1 斜線部分の天井、壁及び床は、天井面にあつてはロックウールの吸音板、壁面にあつては耐火石、床面にあつてはコンクリート又はこれらと同等以上の遮熱性を有する不燃材料で仕上げること。また、断熱材にあつては有効に遮熱できる不燃材料とし、厚さ 25mm 以上で密度 24 kg/m³以上のロックウール、グラスウール等とすること。

2 サウナ設備に面する天井部分には、サウナ設備の放熱を有効に遮熱できる不燃材料でつくられた防熱板を、天井面から 15 cm 以上離して設けること。

別表第 1-1

離隔距離	定格消費電力 7.5kw 以下	定格消費電力 7.5kw を超え 15kw 以下	定格消費電力 15kw を超え 30kw 以下
	a	25 cm以上	50 cm以上
b	10 cm以上	20 cm以上	
c	100 cm以上		

別図第 1-1-2 放射型サウナ設備に面する天井、壁及び床等の構造



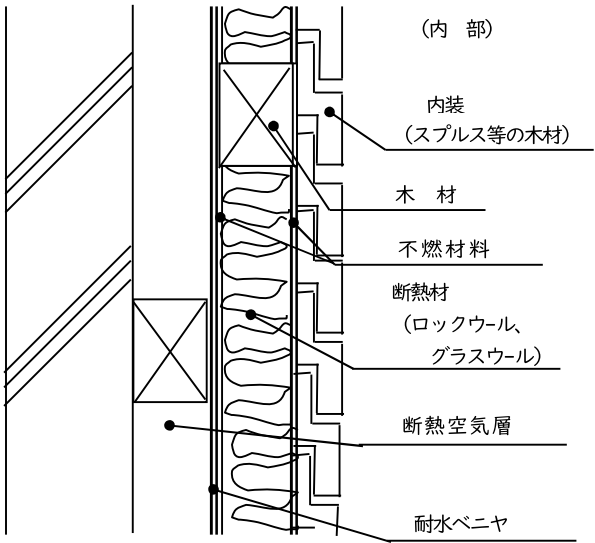
注 斜線部分の天井、壁及び床は、天井面にあつてはロックウールの吸音板、壁面にあつては耐火石、床面にあつてはコンクリート又はこれらと同等以上の遮熱性を有する不燃材料で仕上げること。

また、断熱材にあつては有効に遮熱できる不燃材料とし、厚さ 25mm 以上で密度 24 kg/m³以上のロックウール、グラスウール等とすること。

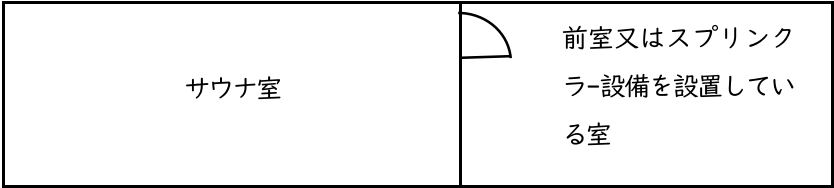
別表第 1-2

	a	b	c	d	e	f
不燃材料で仕上げなければならない範囲	30 cm 以上	10 cm 以上	60 cm 以上	100 cm 以上	90 cm 以上	20 cm 以上

別図第 1-2 サウナ室の壁体

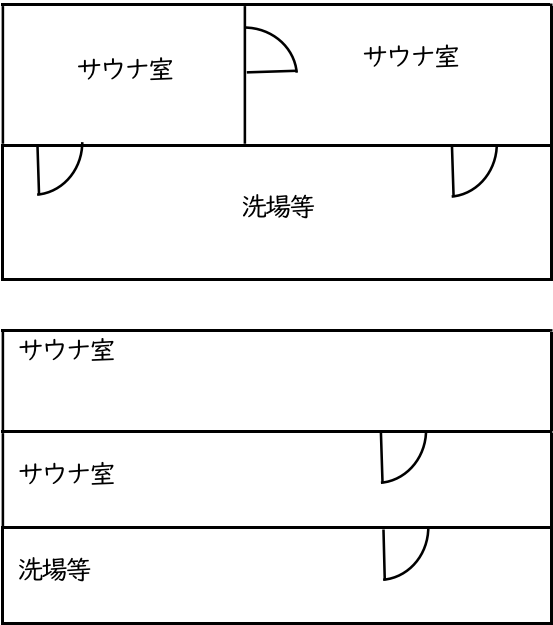


別図第 1-3-1 洗い場以外にサウナ室の出入口を設置できる例



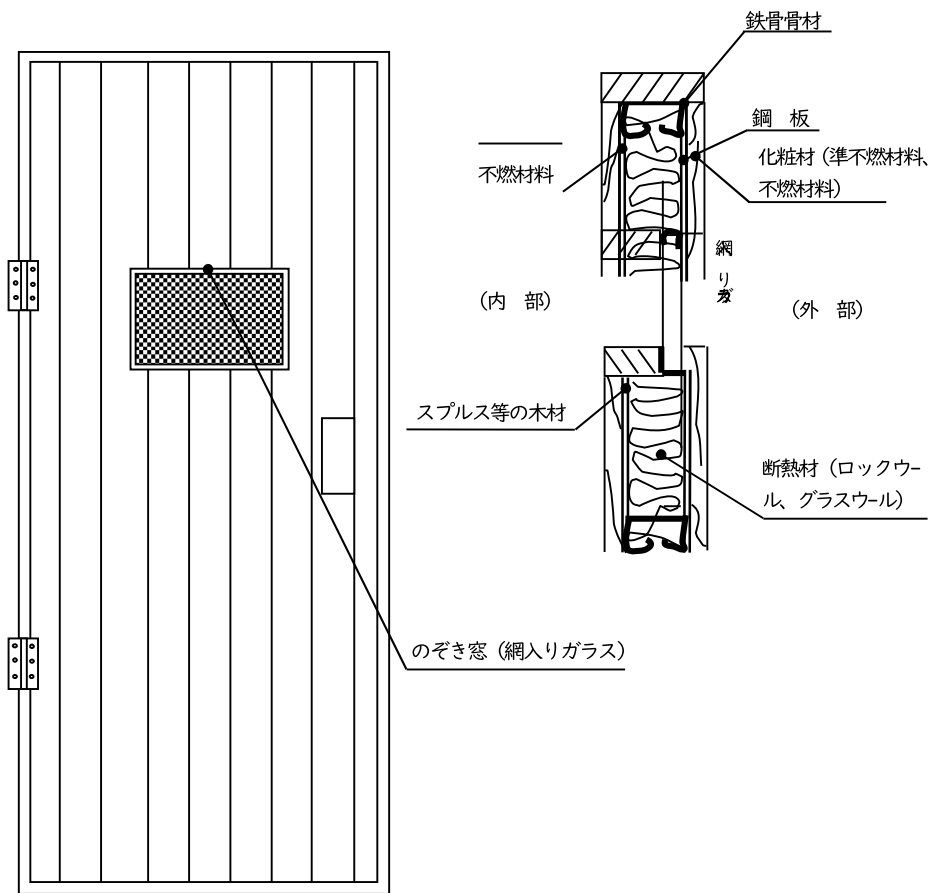
洗い場以外に出入口を設ける場合は、前室かスプリンクラ設備により警戒されている室に面していること。

別図第 1-3-2 2以上のサウナ室を直接出入りできる構造例

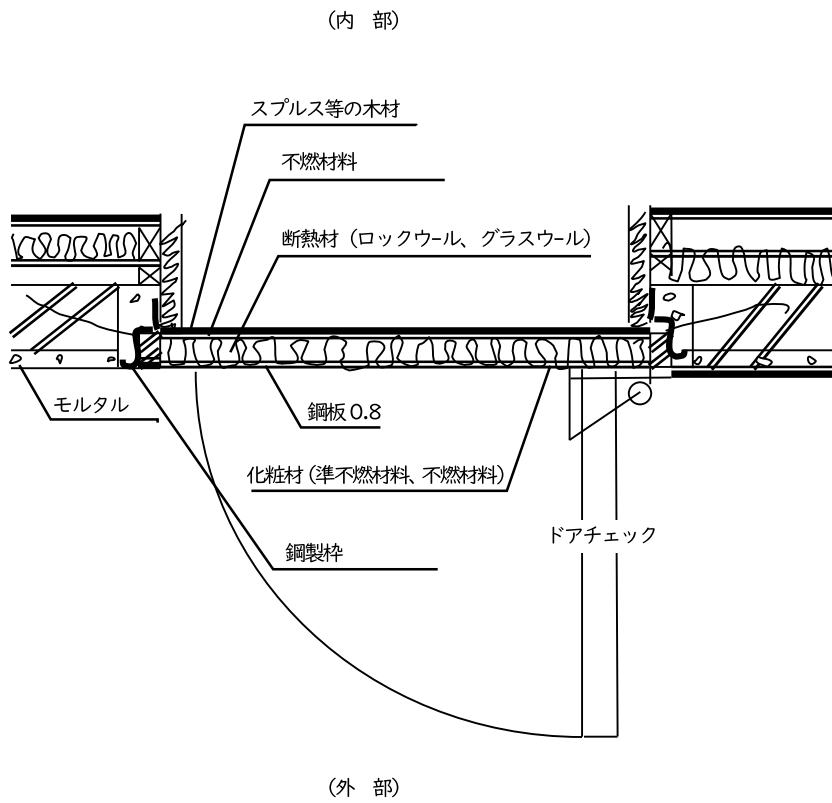


いずれもサウナ室とサウナ室が直接出入りできる構造となり不可
(連続するサウナ室を禁止するもの)

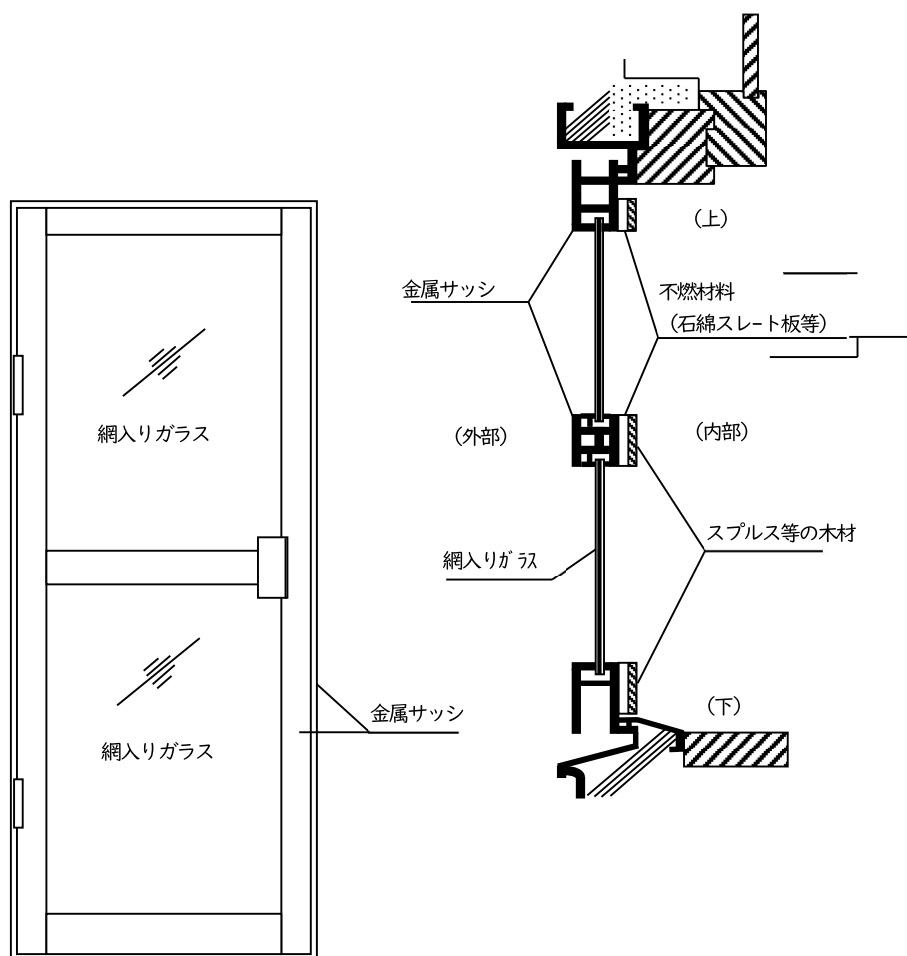
別図第1-3-3 サウナ室の出入口とびら（その1）



別図第1-4 サウナ室の出入口とびら（その1）の取付け方法



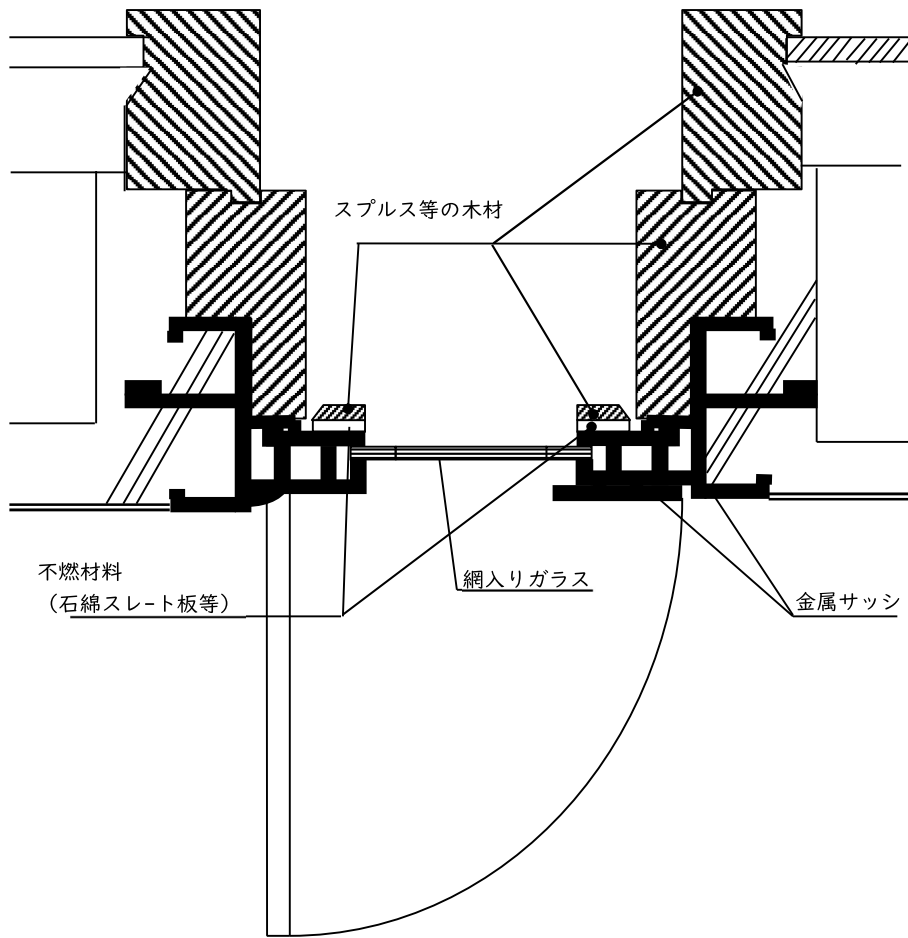
別図第1-5 サウナ室の出入口とびら（その2）



（注）とびら本体は、防火設備である防火戸とすること。

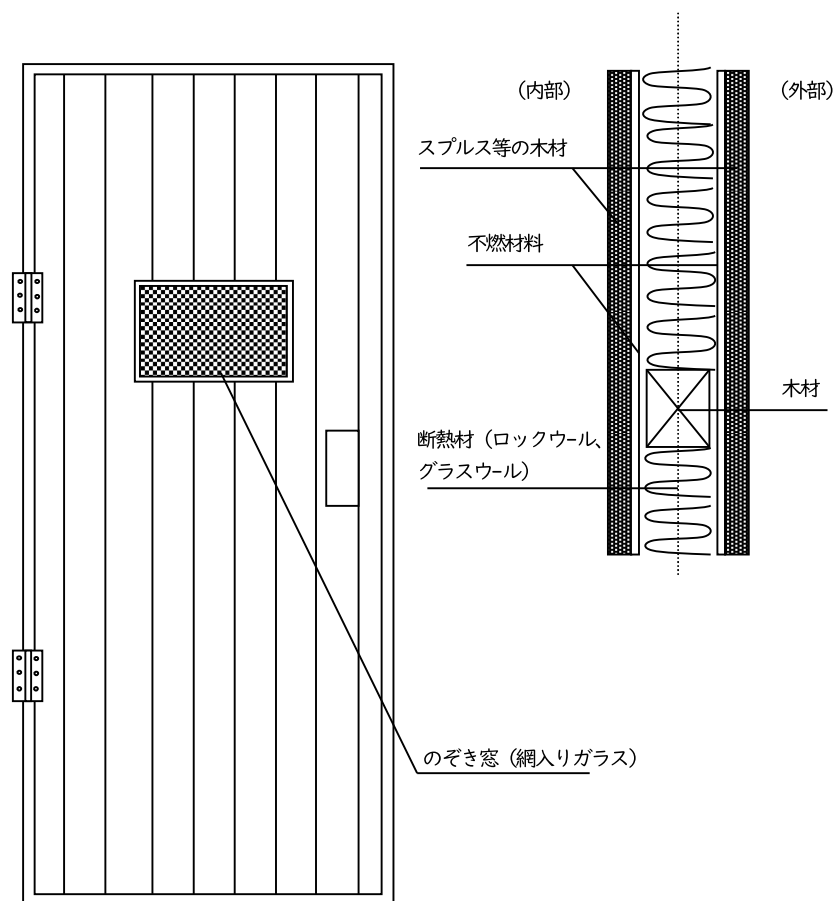
別図第1-6 サウナ室の出入口とびら（その2）の取付方法

（内部）

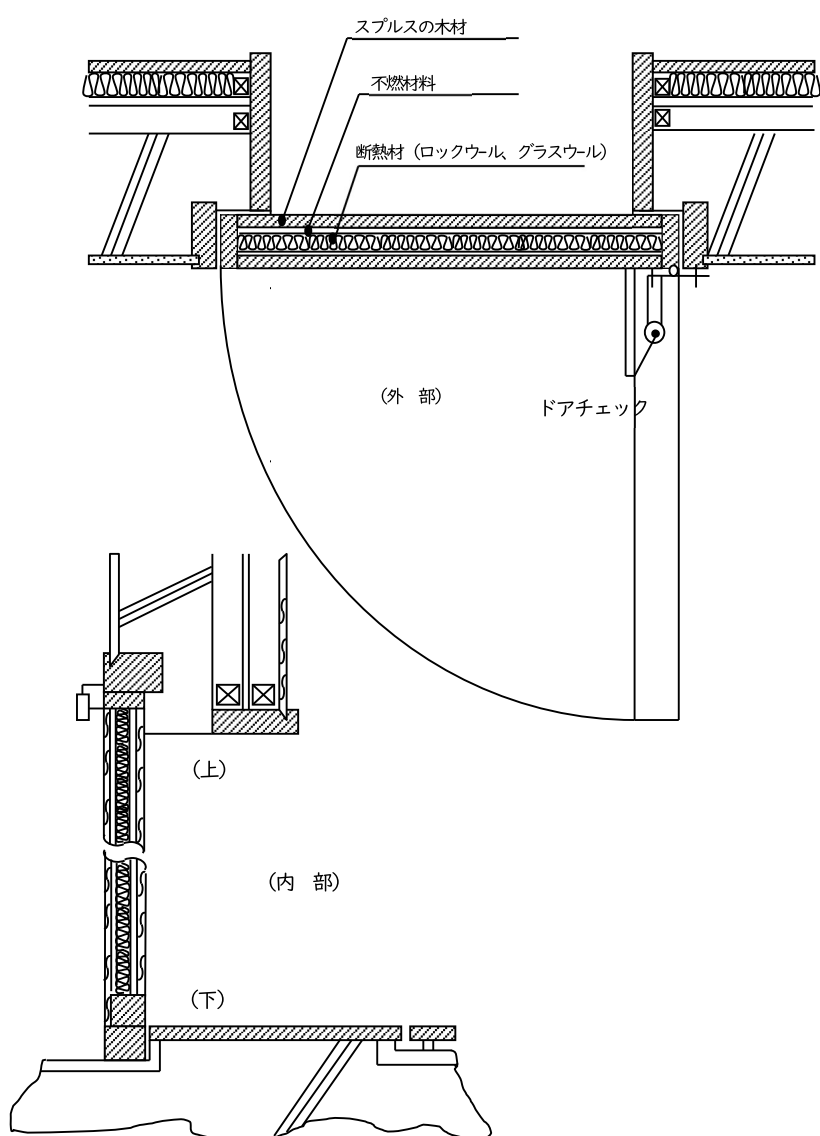


（外部）

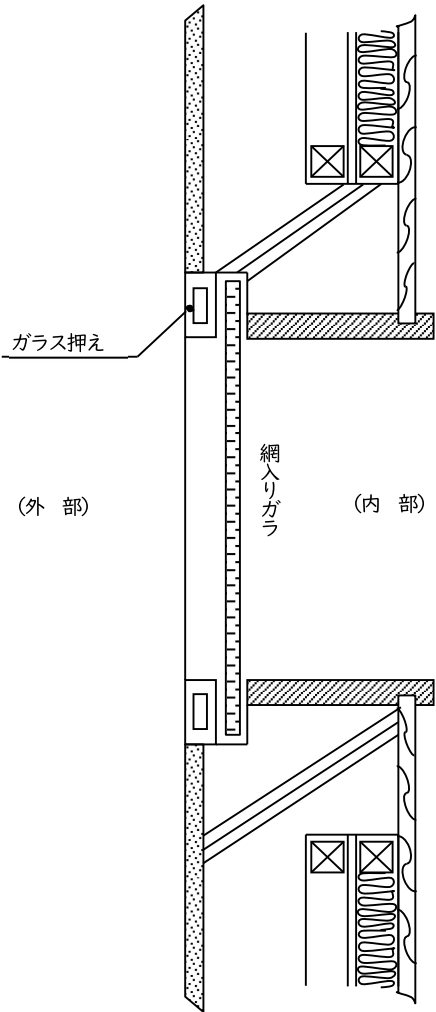
別図第1-7 サウナ室の出入口とびら（その3）



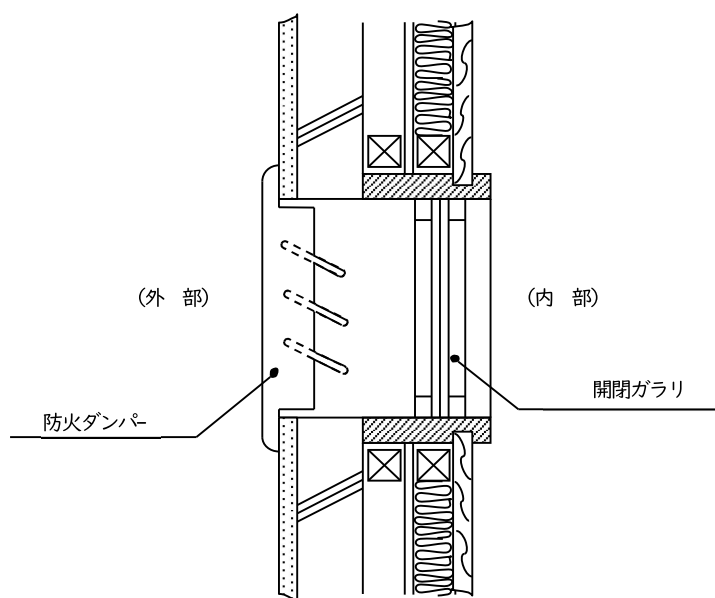
別図第1-8 サウナ室の出入口とびら（その3）の取付方法



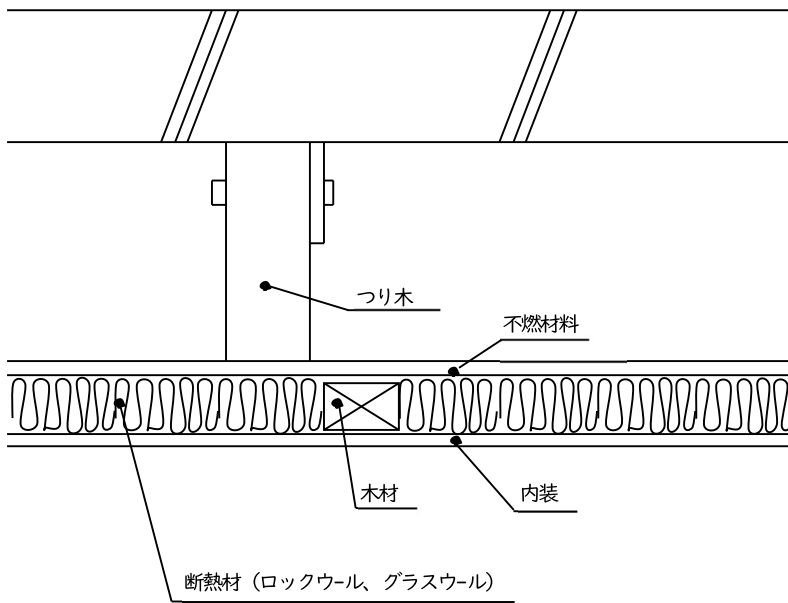
別図第1-9 洗場等に面する開口部の構造



別図第I-10 換気口の構造

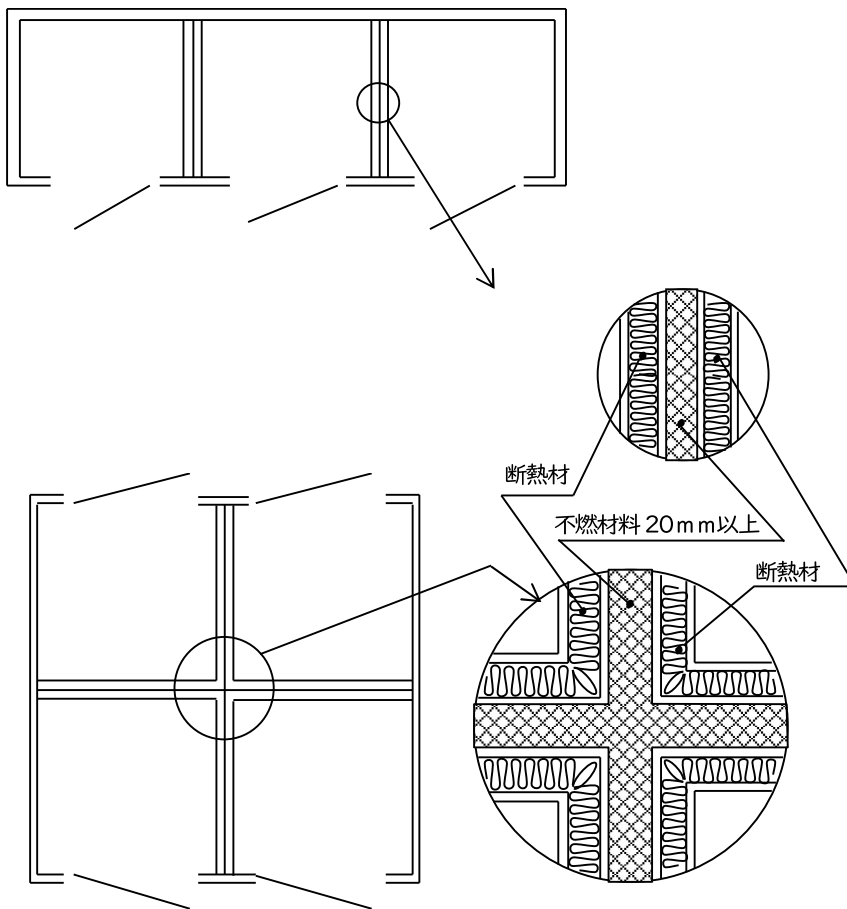


別図第Ⅰ-ⅠⅠ サウナ室の天井等の構造



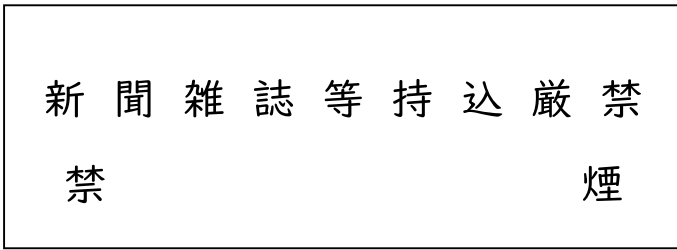
別図第Ⅰ-ⅠⅡ 小規模サウナ室の接続方法

小規模サウナ室の接続



別図第Ⅰ-13 標識

大きさ 150mm×300 mm



地～赤色

文字～白色